

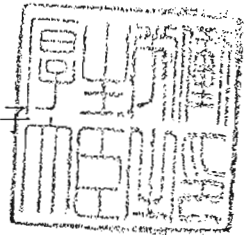
厚生労働省発食安0119第10号

平成24年1月19日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮 山 洋 子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること。

テフルベンズロン

